

重要事項説明書

(障害福祉短期入所サービス)

1. 事業所の概要

当くすのき苑は、「社会福祉法人大垣市社会福祉事業団」が運営しております。

(1) 短期入所サービスの名称及びサービス地域

名 称	大垣市くすのき苑
所 在 地	大垣市多芸島4丁目64番地1
指 定 事 業 番 号	短期入所(岐阜県2112100280)
指 定 年 月 日	平成18年10月1日
電 話 番 号	(0584) 89-8100
サービスを提供する対象地域	大垣市内及び片道所要時間概ね30分以内の地域(家族送迎の場合、この限りではない。)
定 員	13名
主 たる 対 象 者	身体障害者、身体障害児

(2) 職員体制(介護老人福祉施設を含めて職員を配置)

職 種	常 勤	非 常 勤	計	
管 理 者 (施設長)	1名		1名	
生 活 相 談 員	2名(介専・介護兼務)		2名	
介 護 支 援 専 門 員	3名(相・介護兼務)		3名	
機 能 訓 練 指 導 員	1名	3名	4名	
管 理 栄 養 士	1名		1名	
医 師 (嘱託：内科、精神科)		4名	4名	
事 務 職 員	2名	2名	4名	
介 護 ・ 看 護 職 員	看護師	4名	4名	
	看護職員	2名	2名	
	介護福祉士	29名(相・介専兼務)	5名	31名
	その他	5名	11名	21名

(3) 居室の概要(介護老人福祉施設と共用)

居室の種類	室 数	面 積	備 考
個 室	9室	100.68 m ²	一階1室、二階8室
2人部屋	6室	128.82 m ²	〃 5室、〃 1室
3人部屋	2室	61.62 m ²	〃 1室、〃 1室
4人部屋	24室	794.22 m ²	〃 9室、〃 15室
合 計	41室	1,085.34 m ²	

(4) その他主な設備(介護老人福祉施設と共用)

設備の種類	室 数	面 積	備 考
食堂	1室	266.00 m ²	
機能訓練室	1室	40.00 m ²	階段、肋木、平行棒、手滑車
一般浴室	1室	28.00 m ²	
機械浴室	1室	72.00 m ²	特殊浴槽2台
便所	6室	230.20 m ²	一階3か所、二階3か所
医務室	1室	35.00 m ²	

2. サービス内容

項目	内容
①食事	管理栄養士の立てる献立表により栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 食事は、できるだけ離床して食堂で食事をさせていただきます。 食事時間 朝食 7時30分～8時45分 昼食 12時00分～13時30分 夕食 18時00分～19時30分 *給食業務は業者委託です。
②排泄	利用者の身体状況にあわせた排泄介助を行います。
③入浴	利用者の状況にあわせた入浴方法（一般浴・機械浴・清拭）で行います。
④機能訓練	機能訓練指導員により機能訓練を行い、機能の維持向上に努めます。
⑤健康管理	医師・看護職員により健康管理に努め、また緊急等必要な場合には医療機関に責任を持って引継ぎます。
⑥自立への支援	生活のリズム等を考え、寝たきり防止・快適な生活が送れるよう離床・教養娯楽に努めます。
⑦送迎	送迎車等で送迎します。原則として祝日を除く月曜日から土曜日（午前9時から午後5時の間）です。ただし、その他事情がある場合はご相談ください。

3. 料金

介護給付費支給対象サービスを提供した際は、利用者の障害支援区分に応じた福祉型短期入所サービス利用料金のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費の給付を直接受け取る（代理受領）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額をお支払いいただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。なお、当施設は大垣市内になりますので、下記の該当する単位数の合算に10.18円を乗じた金額になります。

介護給付費支給対象サービス利用料金（18歳以上） （日額）

障害支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
サービス利用単位数（全日）	498単位	498単位	570単位	634単位	767単位	903単位
サービス利用単位数（他サービス併用）	169単位	169単位	235単位	311単位	516単位	589単位
栄養士配置加算	22単位					
短期利用加算	30単位					
食事提供体制加算	48単位					
重度障害者支援加算	50単位 ※心身の状態が算定要件を満たす場合にのみ算定します。					
送迎加算	186単位 ※送迎を行った場合に算定します。					
2. サービス利用にかかる自己負担額	各障害支援区分に該当するサービス利用料金（全日又は他サービス併用）及び各加算に該当する額を加えた額の1割。 ※利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。					
3. 食費（自己負担額）	1,380円（内訳 朝食320円 昼食540円 夕食520円）					
4. 光熱水費（自己負担額）	340円					
5. 自己負担額合計	上記2. サービス利用にかかる自己負担額に3. 食費（食事提供体制加算により減額があります）4. 光熱水費を加えた金額になります。					

介護給付費支給対象サービス利用料金（18歳未満）

（日額）

障害支援区分	区分 1	区分 2	区分 3
サービス利用単位数（全日）	498 単位	602 単位	767 単位
サービス利用単位数（他サービス併用）	169 単位	273 単位	516 単位
栄養士配置加算	22 単位		
短期利用加算	30 単位		
食事提供体制加算	48 単位		
重度障害者支援加算	50 単位 ※心身の状態が算定要件を満たす場合にのみ算定します。		
送迎加算	186 単位 ※送迎を行った場合に算定します。		
2. サービス利用にかかる自己負担額	各障害支援区分に該当するサービス利用料金（全日又は他サービス併用）及び各加算に該当する額を加えた額の1割。 ※利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。		
3. 食費 （自己負担額）	1,380 円（内訳 朝食 320 円 昼食 540 円 夕食 520 円）		
4. 光熱水費 （自己負担額）	340 円		
5. 自己負担額合計	上記 2. サービス利用にかかる自己負担額に 3. 食費（食事提供体制加算により減額があります） 4. 光熱水費を加えた金額になります。		

4. サービスの利用方法

- ★ 当施設へ直接お申し込みください。

5. 当事業所の施設サービスの特徴

（1）事業所の目的

この事業は、障がい等に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等に抛り、支援が必要になった方々の自立復帰に向けた各種サービスを提供します。

（2）運営の方針

利用者の心身の状態を的確に把握し、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事・その他全般にわたる援助を行い利用者の社会的孤立感の解消及び家族の身体的・精神的な負担の軽減に努めます。

6. 緊急時の対応方法

施設サービスの提供中に利用者の心身の状態に変化があった場合は、利用者の家族に連絡するとともに、救急指定病院等へ依頼します。

7. 事故発生時の対応方法

利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに市及び利用者の家族等に連絡するとともに、上記 6 の緊急時の対応方法に基づき必要な措置を講じます。また、事業所は、サービスを提供するにあたって、事業者の責と帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

8. 虐待防止のための措置

事業所は、利用者等の人権擁護、虐待防止等のため、虐待防止に関する責任者の選定及び設置、苦情解決体制の整備、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

苦情解決の体制・手順

- (1) 利用者への周知：施設内への掲示等により、苦情解決責任者は利用者に対して、苦情解決責任者・苦情受付担当者・苦情解決総括責任者及び第三者委員の氏名・連絡先や苦情解決の仕組みについて周知します。
- (2) 苦情の受付：苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
- (3) 苦情受付の報告・確認：苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し苦情申出人に対して、苦情を受け付けた旨を通知します。
- (4) 苦情解決のための話し合い：苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は必要に応じて苦情総括責任者、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。
- (5) 苦情解決の記録・報告：苦情受け付け担当者は、苦情受け付けから解決・改善までの経過と結果について苦情受付書に記録します。苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び総括責任者、第三者委員に対して苦情解決結果報告書により報告します。
- (6) 解決結果の公表：苦情解決の状況について、個人情報に関するものを除き事業団事業報告書等に記載し公表します。

14. 身体拘束の廃止について

施設はサービスの提供に当たっては、利用者本人や他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束とその他、利用者の行動を制限する行為を行いません。

やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の3つの要件を満たしているか、また、その理由、方法、場所、心身の状況、期間等についても十分に検討し、本人・家族への十分な説明をしたうえで同意を得て行います。

- ① 切迫性（利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い）
- ② 非代替性身体拘束（身体拘束その他の行動制限を行う意外に代替する介護方法がない）
- ③ 一時性（身体拘束とその他の行動制限が一時的なものである）

また、実施にあたっては、利用者の心身の状況や対応等について記録をするとともに身体拘束の早期解除に向け検討をします。身体拘束の同意期間を超え、なお拘束を必要とする場合は、事前に利用者及び家族に対し、同意を得たうえで実施します。拘束期間については、必要最低限とし、早期解除に向けて取り組みます。

15. 事業者の概要

事業者	社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団
主たる事業所の所在地	大垣市牧野町2丁目150番地1
代表者	理事長 北野 茂樹
TEL・FAX	0584-71-3918 ・ 0584-71-4191
法人の設立年月	平成2年4月

16. 当施設の個人情報の取り扱いについて

・基本方針

大垣市くすのき苑は、当施設が扱う個人情報の重要性を認識し、その適切な保護のため

に、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言します。

- ・個人情報の適切な収集、利用、提供の実施
 - (1) 個人情報の取得に際し、利用目的を特定して通知し又は公表し、利用目的にしたがって適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
 - (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
 - (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。
- ・安全性確保の実施
 - (1) 当施設は、個人情報の取り組みを全職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
 - (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。
- ・個人情報保護に関するお問い合わせ窓口
利用者ご本人等から、当施設が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは開示、訂正、削除、利用停止等の依頼については、下記の窓口でお受けいたします。

《係長 石丸明美 生活相談員 長澤一史、五島陽子》

令和 年 月 日

施設サービスの提供開始にあたり、利用者に対して短期入所生活事業利用契約書及び本書面に基づいて説明しました。

設置者	大 垣 市
運営者	社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団
説明者	所 属 大垣市くすのき苑
	氏 名 印

私は、短期入所生活事業利用契約書及び本書面により、事業者から施設サービスについての説明を受けました。

なお、適切な個別処遇の対応を得るために、処遇検討会議等において私の個人情報を開示（提供）することに同意します。

本重要事項説明書に記載のある事項について、今後『利用料金改定』以外のその他の変更点については、文書の交付に代えて『社会福祉法人大垣市社会福祉事業団ホームページ内 大垣市くすのき苑』Web サイト掲載の重要事項説明書(PDF)の閲覧により確認することを承諾します。

アドレス【https://ogaki-fukushi.jp/in-cluder/contents/03/doc/0001_33.pdf】

利用者	住 所	
	氏 名	印
家族等	利用者との関係	
	住 所	
	氏 名	印